令和２年８月２５日

前橋市立前橋高等学校
保　護　者　様

前橋市立前橋高等学校
校長　天 野　正明

新型コロナウイルス感染症に関わる出席停止と臨時休業の対応について

前橋市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、学校における出席停止や臨時休業について、以下のように対応することとしています。２学期のはじめにあたり、改めて整理しましたので、その概要とともに、ご家庭での対応等をお知らせします。ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

１　ご家庭での対応について

（１）次の様な場合には、必ず学校へご連絡をお願いします。

①　生徒本人の感染が判明または濃厚接触者と確定された場合
②　生徒の同居家族が濃厚接触者と確定、または医療機関等の判断により新型コロナの検査を受検することになった場合

（２）生徒に風邪様症状のみられる場合は、主治医等に相談・受診し、指示を仰いでください。

・　その指示事項を学校にもお知らせください
・　すぐに症状が消失したなどにより受診が必要ないと判断した場合は、この限りではありません

２　新型コロナウイルス感染症に関わる出席停止について

（１）生徒本人の感染が判明または濃厚接触者と確定された場合

出席停止開始日	出席停止の期間	登校園可能日
感染が判明した日 （感染判明前から欠席していた場合は、最終登校日の翌日）	医師が治癒を認めるまで	医師が判断した日 （治癒証明書を学校へ提出）
保健所が濃厚接触者と確定した日 （同居家族の感染が判明した場合、濃厚接触者と確定される前でも濃厚接触者と同様の扱い。）	症状が出なければ、保健所の健康観察期間が終了した日まで 感染が判明した場合は、治癒するまで	保健所に指示された日

（２）生徒の同居家族が濃厚接触者と確定、または医療機関等の判断により検体検査を受検することになった場合

出席停止開始日	出席停止の期間	登校園可能日
家族が濃厚接触者と確定された日 検体検査が必要と判断された日	検体検査の結果が陰性と判明するまで	陰性が判明した日

裏面もご覧ください

（３）生徒本人に発熱等の風邪様症状がみられる場合

出席停止開始日	出席停止の期間	登校園可能日
症状がみられ、欠席した日	症状が消失または主治医等から登校の許可が出るまで	主治医等が指示した日（治癒証明書の提出は不要）
新型コロナの検査を受けた場合	陰性の結果が出で主治医等から登校の許可が出るまで	主治医等が指示した日（治癒証明書の提出は不要）

３　新型コロナウイルス感染症に関わる臨時休業について

（１）生徒本人の感染が判明した場合

学校医や保健所と連携の上、消毒及び感染経路確認のため、学校を臨時休業とします。

（２）学級内で本人が濃厚接触者となった生徒、発熱等の風邪様症状による出席停止及び家族が濃厚接触者と確定されとことによる出席停止が増加し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合

学校医等と相談の上、学級を臨時休業とします。

＊　今後の状況の変化により、関係機関と協議の上、上記の内容を変更する場合があります。

４　その他

濃厚接触者とは：「患者（確定例）」の感染可能期間に接触したもののうち、次の範囲に該当する者で保健所が調査の上で確定する

- 患者と同居あるいは長時間の接触があった者
- 適切な感染防護無しに患者を診察、看護もしくは介護していた者
- 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- 手で触れることまたは対面で会話することが可能な距離（目安として１ｍ）で、必要な感染予防策なしで、患者と１５分以上の接触があった者

＊　保健所から「濃厚接触者」と確定された場合、検体検査（ＰＣＲ検査）を受け、検査の結果が陰性の場合も、患者との最終接触日から１４日間は行動制限と健康観察の継続が求められます。

＊　家族が濃厚接触者となられた場合は、検査結果が陽性だった時の影響を考慮し検体検査の結果が陰性と判明するまでの間、出席停止にご協力いただくこととしています。ご了解くださいますようお願いいたします。

＊　何かご不明な点がございましたら、学校へご連絡ください。

前橋市立前橋高等学校
TEL　０２７－２３１－２７３８